**関係法令条文（抜粋）**

**〇自衛隊法(昭和二十九年六月九日法律第百六十五号)（抄）**

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条　都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

２（略）

３（略）

**○自衛隊法施行令(昭和二十九年六月三十日政令第百七十九号)（抄）**

(報告又は資料の提出)

第百二十条　防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。